

県産品マーケティング DX 強化業務仕様書

第1 目的

佐賀県にとっての空と陸の玄関口における県産品情報発信拠点である「sagair（サガエア）」及び「SAGA MADO（サガマド）」において、AI カメラ連動レジ等のデジタル技術を実装・活用して県産品のテストマーケティング機能を強化し、販売を委託している各事業者へのフィードバックを強化することで、県産品の開発・改善や販路の開拓につなげ県産品の販売促進を図る。

第2 業務内容

業務の目的達成に向け、次に掲げる業務及び企画提案競技時の提案書の内容に取り組むこと。

1 デジタル機器・システム導入、運用支援等業務

「sagair」及び「SAGA MADO」（以下、支援対象）において、顧客属性（来店者の年齢、時間帯等）と購買行動（購入者の年齢、動き、購入商品）等のデータを収集・分析する機器・システム（AI カメラ、レジ、データ連携システム等）を導入（取得）し、顧客属性と購買行動を紐づけた商品毎の分析等ができるようにする。

主に下記（1）～（5）に取り組むこととする。

（1）現状整理と収集・分析すべき情報の項目の設定

支援対象で実施しているテストマーケティングの現状と課題を整理し、テストマーケティング機能を高めるためにデジタル技術を活用して収集・分析すべき情報の項目を設定する。

合わせて、支援対象の運営における現状と課題を整理し、デジタル技術で解決できる項目を設定する。

（2）デジタル機器・システム導入等の実施計画の策定

（1）で設定した項目を収集・分析あるいは解決することができるデジタル機器・システムを比較検討のうえ選定し、支援対象に導入（取得）、運用していく実施計画を策定する。

（3）デジタル機器・システム等の導入及び運用の支援

（2）で選定したデジタル機器・システムを支援対象に導入（取得）するとともに、当該デジタル機器・システムを運用する。また、運用を通じて、委託期間終了後に支援対象が自ら運用することができるような支援を行う。

なお、導入（取得）したデジタル機器・システムは、委託業務終了後、委託者に帰属するものとする。

（4）デジタル機器・システム導入後のフォロー

デジタル機器・システム導入（取得）後に、それらの状況確認と計画の進捗や効果を確認する。

（5）デジタルサイネージ導入、活用支援

デジタルサイネージを導入（取得）し、データ分析に基づくターゲット（客層）に合わせた商品情報の発信を行うための支援をする。

2 フィードバック業務

デジタル機器・システムにて収集したデータについて、商品ごとのマーケティングに関する評価・分析を行う。それらを、支援対象に販売委託している県内事業者へフィードバックし、商品改善・販売戦略等の助言を行う。

3 マーケティング DX 継続支援業務

マニュアルの作成などマーケティング DX 継続を支援し、委託期間終了後も支援対象が自走できるような環境を整える。

4 その他、本業務に必要な一切の業務

本業務の遂行にあたり、必要に応じて協議の上、実施すること。

第3 守秘義務

- (1) 受託者は、業務に当たり知り得た秘密等を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、配置する職員に対して、業務に当たり知り得た秘密等を厳守させるため、求めに応じて、誓約書の提出など秘密保持のための措置を取らせることができる。

第4 完了報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

第5 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

第6 その他

- (1) 本業務に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、さが県産品流通デザイン公社（以下、公社）に帰属するものとし、公社は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は公社に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (4) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを公社に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (5) 本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ公社に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
- (6) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、公社と受託者で協議し、決定する。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、公社職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (8) 訪問先との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (9) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合と公社が判断した場合には、公社の指示を仰ぎながら事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。

なお、具体的な内容については、受託者と公社の協議によることとする。